



平成 28 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 ウ シ オ 電 機 株 式 会 社  
代 表 者 名 取 締 役 社 長 浜 島 健 爾  
(コード番号 6925 東証第一部)  
問 合 せ 先 経 理 部 長 瀧 澤 秀 明  
( T E L . 03 -5657 -1000 )

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、平成28年6月29日開催予定の当社第53期定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 変更の理由

- (1) 当社は、平成 28 年 3 月 28 日付「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、企業経営の透明性と効率性の確保ならびに迅速・果敢な意思決定を実現するためのコーポレート・ガバナンスの強化充実の一環として、取締役会の更なる監督機能の強化を図るため、平成 28 年 6 月 29 日開催予定の当社第 53 期定時株主総会の承認を条件として、監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うとともに、条数の整備を行うものであります。
- (2) 取締役会の運営について柔軟な対応を可能とするため、現行定款第 23 条（取締役会の招集権者および議長）の取締役会の招集権者および議長につきまして、取締役会においてあらかじめ定めた取締役に変更するものであります。
- (3) 会社法改正により責任限定契約を締結することができる取締役の範囲が変更されたことに伴い、業務執行を行わない取締役につきましても期待される役割を十分に発揮することができるように、現行定款第 26 条（取締役の責任免除）第 2 項の変更を行い、業務執行を行わない取締役との間で責任限定契約を締結することができる旨を規定するものであります。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。
- (4) その他字句の修正等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成28年6月29日（水）
定款変更の効力発生日	平成28年6月29日（水）

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (省略)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 15 条 (省略)</p> <p>第 16 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</p> <p>第 17 条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (員数) 当社の取締役は<u>15</u>名以内とする。  (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総則</p> <p>第 1 条～第 3 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3) 会計監査人</p> <p>第 5 条 (公告方法) 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行なう。</p> <p style="text-align: center;">第 2 章 株式</p> <p>第 6 条～第 11 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第 12 条～第 15 条 (現行どおり)</p> <p>第 16 条 (決議の方法) 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。 2. 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行なう。</p> <p>第 17 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (員数) 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>12</u>名以内とする。 <u>2. 当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第19条（選任方法） （新設）</p> <p>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は累積投票によらない。</u></p> <p>第20条（任期）</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>第21条 （省略）</p> <p>第22条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会を招集するには、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役および監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集</u></p>	<p>第 19 条（選任方法）</p> <p><u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. （現行どおり）</p> <p>第 20 条（任期）</p> <p>取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 21 条 （現行どおり）</p> <p>第22条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会を招集するには、各取締役に對し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要ある場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>取締役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで、取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第23条（取締役会の招集権者および議長）</p> <p>取締役会は法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役会においてあらかじめ定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>2. <u>前項の取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
し、議長となる。	招集し、議長となる。
(新設)	
<p>第24条～第25条 (省略)</p> <p>第26条 (取締役の責任免除)          当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役 (取締役であった者を含む。) の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	<p><u>第24条 (重要な業務執行の決定の委任)</u>  <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第5項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第25条～第26条 (現行どおり)</p> <p>第27条 (取締役の責任免除)          (現行どおり)</p> <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役 (業務執行取締役等であるものを除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>
<p>第5章 監査役および監査役会</p> <p><u>第27条 (員数)</u>  <u>当社の監査役は6名以内とする。</u></p>	<p>(削除)          (削除)</p>
<p><u>第28条 (選任方法)</u>  <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p><u>第29条 (任期)</u>  <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(削除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第30条（常勤の監査役）</u>  <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	(削除)
<p><u>第31条（監査役会の招集）</u>  <u>監査役会を招集するには、各監査役に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで、監査役会を開催することができる。</u></p>	(削除)
<p><u>第32条（監査役会規則）</u>  <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削除)
<p><u>第33条（監査役の責任免除）</u>  <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u>  <u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削除)
<p>(新設)  (新設)</p>	<p>第5章 監査等委員会  <u>第28条（監査等委員会の招集）</u></p>
<p>(新設)</p>	<p><u>監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対し、会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合には、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2. 監査等委員全員の同意があるときは、招集手続を経ないで、監査等委員会を開催することができる。</u>  <u>第29条（監査等委員会規則）</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第<u>34</u>条 (省略)</p> <p>第<u>35</u>条 (剰余金の配当の基準日) 当社の期末配当の基準日は、毎年 3月31日とする。 2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当を行<u>な</u>うことができる。</p> <p>第<u>36</u>条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設) (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第 6 章 計 算</p> <p>第 <u>30</u> 条 (現行どおり)</p> <p>第 <u>31</u> 条 (剰余金の配当の基準日) (現行どおり)</p> <p>2. 前項のほか、基準日を定めて剰余金 の配当を行<u>う</u>ことができる。</p> <p>第 <u>32</u> 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第 1 条 (監査役の責任免除に関する経過措 置) <u>当社は、会社法第 426 条第 1 項の 規定により、第 53 期定時株主総会終 結前の行為に関して任務を怠ったこ とによる監査役(監査役であった者を 含む。)の損害賠償責任を、法令の限 度において、取締役会の決議によって 免除することができる。</u></p>